

毛呂山町 結婚新生活支援事業

令和7年度 申請の手引き



毛呂山町企画財政課



1.毛呂山町結婚新生活支援補助金の概要

本事業は、毛呂山町での結婚や子育ての希望がかなえられるよう、少子化対策の一貫として、結婚して新生活を始める新婚世帯の経済的負担を軽減するため、賃貸住宅の家賃等を補助するものです。

2.対象者

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。ただし、申請日において以下の要件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

| 対象要件 | |
|------|--|
| ① | 婚姻日における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること |
| ② | 当該住宅が毛呂山町内にあり、申請日において、夫婦のいずれもが当該住宅の住所に住民登録をしていること |
| ③ | 夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から年間返済額を控除します） |
| ④ | 夫婦のいずれもが、当町に納付すべき税等に滞納がないこと |
| ⑤ | 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと |
| ⑥ | 生活保護法の規定による保護を受けていないこと |
| ⑦ | 申請日より2年以上継続して当町に居住する意思があること |
| ⑧ | 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと |

※補助金申請日から2年未満に夫婦の双方又は一方が町外へ転出した場合は、以下のとおり補助金を返還いただきますので、申請にあたってはよくご検討ください。

▶申請日から1年未満に町外へ転出した場合：交付した補助金の全額

▶申請日から1年以上2年未満に町外へ転出した場合：交付した補助金の半額

3.対象経費

婚姻を機に発生した、賃貸住宅費用（賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）共益費及び仲介手数料）のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払ったものが対象となります。婚姻日や契約日等によって対象となる費用が異なりますので、以下のモデルケースをご確認ください。

※駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料、保証料などの費用は対象外です。

※賃貸費用を対象経費とする申請において、夫婦の勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を賃借費用の対象経費から控除します。

【モデルケース（具体例）】

| パターン | モデルケース | 対象となる費用 （※支払い済の費用が対象） |
|--------------------------------------|--|--|
| 結婚した後に、 アパートの契約をした場合 | 3月10日に結婚し、 3月20日にアパートを契約 3月30日から住民票上の同居開始 | 4月1日以降に支払った「賃料、共益費」 ※「敷金、礼金、仲介手数料」について、4月1日以降に支払っている場合は対象 |
| | 4月10日に結婚し、 5月1日にアパートを契約 夫は5月10日から、 妻は6月10日から居住 | 「敷金、礼金、仲介手数料」及び同居を始めた6月10日以降に支払った「賃料、共益費」 |
| 結婚する前に、 アパートの契約をした場合 | 5月1日にアパートを契約し、 5月10日から住民票上の同居開始 6月10日に結婚 | 結婚後である6月10日以降に支払った「賃料、共益費」のみ |
| | 5月1日にアパートを契約し、 先に5月1日からひとりで住んでいる 5月10日に結婚し、 6月10日から住民票上の同居開始 | 同居を始めた6月10日以降に支払った「賃料、共益費」のみ |
| | 5月1日にアパートを契約し、 先に5月1日からひとりで住んでいる 5月10日から住民票上の同居を始めて、 6月10日に結婚 | 結婚後である6月10日以降に支払った「賃料、共益費」のみ |
| 結婚した後に、 一方が結婚前から居住していたアパートで同居した場合 | 5月10日に結婚し、 以前からひとりが住んでいたアパートで、 6月10日から住民票上の同居開始 | 同居を始めた6月10日以降に支払った「賃料、共益費」のみ |

4.補助金の額

婚姻日における夫婦の年齢によって、補助上限額が異なります（年齢区分は夫婦いずれかの高い方による）。

▶婚姻日の年齢が29歳以下の世帯：最大60万円

▶婚姻日の年齢が39歳以下の世帯：最大30万円

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

※申請が多数の場合、年度途中でも事業が終了となる場合があります。

5.申請方法

毛呂山町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の掲げる書類を添えて、企画財政課まで提出してください。

| 申請書類 | |
|------|--|
| ① | 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本） |
| ② | 夫婦の住民票の写し |
| ③ | 夫婦の所得証明書 ・令和7年4月～令和7年6月の申請：令和6年度（令和5年分）の所得証明書 ・令和7年7月～令和8年3月の申請：令和7年度（令和6年分）の所得証明書 |
| ④ | 夫婦ともに町税に滞納がないことを証明する書類 |
| ⑤ | 夫婦の住宅手当支給証明書（様式第2号） |
| ⑥ | 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合） |
| ⑦ | 当該住宅の賃貸借契約書の写し |
| ⑧ | 他の公的制度に基づく家賃補助の金額がわかる書類の写し（他の公的制度に基づく家賃補助を受けている場合） |

※②、④については本人の同意があり、公簿等で内容を確認できる場合は省略可能です。

6.実績報告

交付決定を受けた経費に係る支払が完了しましたら、毛呂山町結婚新生活支援事業補助金実績報告書兼請求書に（様式第6号）に当該住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の支払いがわかる領収書等の写しを添えて、企画財政課まで提出してください。

7.手続きの流れ

申請書類提出

婚姻届が受理され、住所変更の完了以降から申請可能ですので、申請書類一式をご用意のうえ、企画財政課へ申請してください。
※婚姻届と住所変更の手続きの順番は、どちらが先でも構いません。
※原則として申請者本人または配偶者の方がお越しください。



審査

書類の審査を行います。審査には約1～2週間かかります。審査の中で、書類不備等が判明した場合、再提出や追加提出をお願いすることがあります。



交付決定通知書等の郵送

提出書類に問題がなければ、申請者の住所に交付決定通知書及び実績報告書兼請求書を郵送します。



実績報告書兼請求書の提出

交付決定を受けた経費に係る支払が完了しましたら、実績報告書兼請求書（様式第6号）に当該住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の支払いがわかる領収書等の写しを添えて、企画財政課まで提出してください。



補助金交付

実績報告書兼請求書を提出してから概ね1ヶ月以内に指定口座へ補助金を振込みます。振込完了のお知らせはありませんので、通帳やネットバンキング等でご確認いただきますようお願いいたします。

8.よくあるご質問

①婚姻について

| | |
|----|--|
| Q1 | 再婚の世帯も補助の対象となるか。 |
| A1 | 補助対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金による補助を過去に受けたことがある場合(他の地方自治体での補助含む)は補助の対象となりません。 |
| Q2 | 夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいか。 |
| A2 | 戸籍謄本や婚姻証明書等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認します。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。 |
| Q3 | 夫婦の一方または夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は、補助の対象となるか |
| A3 | 補助の対象となります。 |

②所得について

| | |
|----|---|
| Q4 | 所得とは何を示すか。 |
| A4 | 所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出します。個人に複数の所得がある場合(給与収入・一時所得など)はこれらを合算します。 <ul style="list-style-type: none">・給与所得者：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額・自営業：1年間の売上げ金額－必要経費 |
| Q5 | 提出書類は「所得証明書」ではなく「源泉徴収票」でもよいか。 |
| A5 | 「源泉徴収票」では、すべての収入を把握できない可能性があるため、受け付けていません。必ず公的証明である「所得証明書」が必要になります。 |
| Q6 | 令和6年中に所得が無かった場合でも「所得証明書」は必要か。 |
| A6 | 必ず夫婦二人分が必要となります。 |
| Q7 | 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでか。 |
| A7 | 所得証明書の期間と同一期間です。 |

| | |
|----|--|
| Q8 | 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいか。 |
| A8 | 奨学金返還証明書または支払額及び支払先が明記された通帳等の写しにより確認します。 |
| Q9 | 毛呂山町に税情報がないため、「納税証明書」、「課税証明書」が発行できない場合はどうすればいいか。 |
| A9 | 令和7年1月1日時点で毛呂山町に住民登録がなかった場合は、転入前の市区町村で発行してください。 |

③補助対象経費の住宅賃借費用について

| | |
|-----|--|
| Q10 | 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用を支払っている場合、補助の対象となるか。 |
| A10 | 対象となりません。契約名義人が必ず夫婦いずれかである必要があります。 |
| Q11 | 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となるか。 |
| A11 | 対象となります。この場合、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認することが必要となります。 |
| Q12 | 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいか。 |
| A12 | 家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。 |
| Q13 | 賃借費用について、会社から住宅手当の支給を受けている場合は、対象になるか。 |
| A13 | 会社等から住宅手当の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があり、住宅手当支給証明書の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。 |

④その他

| | |
|-----|---|
| Q14 | 結婚新生活支援事業補助金は所得税の申告は必要か。 |
| A14 | 所得税法上の一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。 |

問い合わせ

毛呂山町企画財政課企画係（役場3階）

電話：049-295-2112（内線321・322）

E-mail：kizai@town.moroyama.lg.jp